

令和6年度 事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託 業務説明書

1. 業務目的

本県においても、路線バスの廃止や縮小、山間地域などタクシー事業者によるサービス提供が持続できない地域の出現により日常生活の移動に困難を抱える住民が増加し、移動の足の確保が課題となっている。一部の地域では、市町村等による自家用有償旅客運送や、地域住民が移動を担うボランティア輸送等が実施されているが、利便性や持続可能性の確保等において課題が顕在化している。また、これらは同一市町村内での運行に留まり、広域的なつながりでの交通サービスの提供に至っていない。加えて、高齢化の加速により公共交通の担い手となるドライバーの確保も喫緊の課題となっている。

そこで、こうした交通空白地域において、同一市町村内に留まらない広域的な移動手段を将来にわたって確保するため、利便性と持続可能性が高い新たな移動サービスを設計するとともに、実装に向けた調査及びシステム構築し、一部地域において事業者協力型広域自家用有償旅客運送の運行を開始する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託
- (2) 業務番号 第1-委4号
- (3) 業務場所 県内全域
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から、令和7年3月31日（月）まで

3. 業務内容

(1) 地域の特性に応じた公共交通の確保にむけた課題整理

地域の特性に応じた公共交通を確保する仕組みづくりにむけて、以下内容を整理すること。

1) 本県における地域公共交通における現状把握及び課題整理

本県における地域公共交通（タクシー及びバス）の現状を把握し、地域公共交通の特性や課題を整理すること。

2) 本県における交通空白地域及び観光地域の地域公共交通における課題の抽出

本県における交通空白地域（2～3地域程度を想定）及び観光地域（1～2地域程度を想定）における地域公共交通（タクシー及びバス）の現状を把握し、利便性向上や持続可能なサービスの提供等における課題を抽出すること。

3) 本県における事業者協力型自家用有償旅客運送の活用の位置づけ整理

本県の公共交通における事業者協力型自家用有償旅客運送活用が有効であるかの検討を行うこと。この結果から、交通空白地域と観光地域において、事業者協力型自家用有償旅客運送の位置づけを整理すること。

(2) 地域の特性に応じた新たな交通サービスの設計

課題整理結果から、課題解決及び実装にむけ、以下1)、2)における利便性向上と持続可能性が高い新たな交通サービスを設計すること。なお、設計にあたっては以下に示すイメージを踏まえた設計とし、趣旨や効果を具体的に整理すること。必要に応じて、地域住民や交通事業者等へのヒアリングを実施すること。

1) 交通空白地域

①事業者協力型自家用有償旅客運送の導入

【交通サービスのイメージ】

- ・地域住民が利用者かつ供給者となり、配車アプリ等によりシステム上で可視化された車と乗りたい人をマッチングして、希望する出発地から目的地まで自由に移動できる安心かつ持続可能性が高い移動サービス
- ・県下市町村の行政区域を越えるサービス

【設計に際して検討や整理を行う主な項目】

- ・対象エリアや対象路線の選定（対象エリア・路線は協議の上決定するものとする）
- ・行政界をまたぐ広域的な事業者協力型自家用有償旅客運送の運行範囲や運行計画等
- ・運行管理者となる交通事業者の選定基準
- ・具体的な運行エリア、路線、運賃（謝金）の設定
- ・利用者の予約キャンセルやドライバーの運行キャンセル等における対応方針
- ・運行中の事故など緊急時の対応方針

等

②既存コミュニティバスまたはデマンドバスのデジタル化

【交通サービスのイメージ】

- ・輸送人員数や供給ドライバー数に応じて、既存コミュニティバスの一部路線やダイヤにおいて、事前予約制（デマンド化）や事業者協力型自家用有償を併用した持続可能性が高い移動サービス
- ・既存コミュニティバスまたはデマンドバスにおいて、配車アプリによる予約システムを導入
- ・県下市町村の行政区域を越えるサービス

【設計に際して検討や整理を行う主な項目】

- ・対象エリアや対象路線の設定（対象エリア・路線の設定は協議の上決定するものとする）
- ・一部路線やダイヤにおける事前予約制（デマンド化）や事業者協力型自家用有償の運行範囲や運行計画等
- ・配車アプリ等のデジタルシステムの運用方針
- ・運行中の事故など緊急時の対応方針

等

2) 観光地域

【交通サービスのイメージ】

- ・地域住民が利用者かつ供給者となり、配車アプリ等によりシステム上で可視化された車と乗りたい人をマッチングして、希望する出発地から目的地まで自由に移動できる安心かつ持続可

能性が高い移動サービス

- ・ただし、地域住民のみでなく、区域外から訪れる観光客等の当該地域への来訪者も利用可能な移動サービス
- ・県下市町村の行政区域を越えるサービスとするが、地域の交通事業者との協議により範囲を決定する

【設計に際して検討や整理を行う主な項目】

- ・対象エリアや対象路線の選定（対象エリア・路線は協議の上決定するものとする）
- ・対象エリア等で交通サービスを提供する交通事業者へのヒアリング調査
- ・交通事業者が抱える営業課題及びドライバー不足の実態把握
- ・観光地域における公共交通に対するニーズ把握
- ・行政界をまたぐ広域的な事業者協力型自家用有償旅客運送の運行範囲や運行計画等 等

(3) 地域の特性に応じた新たな交通サービスの事業計画策定

1) 各交通サービスの事業スキーム整理

各交通サービスについて、事業の推進体制、路線型・エリア型の別、収受金の取扱等、それぞれの核となる事業主体と随時協議しながら、事業スキームを整理すること。

2) 各交通サービスの事業計画策定

各交通サービスについて、道路運送法第79条の2の規定に基づく届出での記載事項、第79条の4第1項第6号に基づく輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置等、申請に必要な要件を中心とする整理をそれぞれ行う。また、当該業務において設計する新たな交通サービスが、今後行政負担が大幅に増加せず持続可能なものとなることに十分配慮しながら、運賃水準を設定した上で、今後5ヶ年程度の中期的な収支見込み等とあわせて事業計画として整理する。

(4) 自家用有償旅客運送ドライバー確保にむけた「ドライバー人材バンク」の創出

新たな交通サービスの持続的な提供のため、自家用有償旅客運送ドライバーの持続確保を目的とした「ドライバー人材バンク」の創出を行うこと。

【「ドライバー人材バンク」のイメージ及び検討内容】

- ・新たな組織としての「ドライバー人材バンク」を立ち上げるのではなく、ドライバー登録が推進されるような取組を行うもの
- ・NPOや地方自治体等と連携し、地域の企業の従業員等による積極的なドライバー登録を進め、それをきっかけに地域住民の一般ドライバー登録が推進される仕組みとすること。
- ・その際、各ドライバーが安心して自家用有償旅客運送に参画できるよう、車両点検や保険加入の条件等のドライバーの安全安心確保にむけた制度設計を行うこと。

(5) 関連システムの構築

各交通サービスの具体的な運行を行う上で必要となる以下のシステム等について、それぞれの核となる事業主体と随時協議しながら環境構築を行うこと。なお、準備するシステムは、以下に示す1)～4)の機能要件を満たすとともに、クラウド方式により導入することを基本とし、システムを稼働させ

るネットワーク基盤については、十分なセキュリティが施されていること。

1) 基本機能

- ・ドライバー及び使用車両の登録が可能なこと。
- ・ドライバーが運行可能な日時・時間帯をドライバー毎に登録可能なこと。
- ・利用者からの予約と運行可能なドライバーのマッチングが可能なこと。
- ・運行回数に応じたドライバーへの謝金の計算が可能なこと。
- ・利用者の事前登録が可能なこと。
- ・利用者からの予約は電話の他スマートフォン、PCにて行えること。
- ・電話で予約を受ける際には、オペレーターによる管理者 WEB への代理登録ができること。
- ・予約内容から自動的に最適な経路生成・配車を行い、その結果を運転手に自動でリアルタイムに配信できること。
- ・車両は乗合で運行されるものとし、一度配車を行った予約についても、その後の予約状況に応じて柔軟に運行予定の変更が行え、乗合い効率を高める機能を有すること。
- ・車両は予め登録された乗降ポイント間を運行すること。
- ・運行エリアの設定が可能であること。
- ・予約締め切り時間の設定を任意で指定できること。
- ・運賃の支払いが現金や現金以外の方法で可能であること。
- ・予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること。
- ・自家用有償旅客運送の運行管理が可能なこと。

2) ユーザーアプリまたは WEB ブラウザに関する基本機能

- ・スマートフォンによる予約画面は、高齢者でも直感的に分かりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること。
- ・新規予約の登録及び確定、予約状況の確認、予約のキャンセルができること。
- ・利用者が希望する乗車人数・乗車時間を任意に指定することができること。
- ・予約可能な乗車時間の候補が表示され選択できること。
- ・希望時間に予約取得ができない場合は、希望時間の前後等で予約可能な乗車時間の候補が表示され選択できること。
- ・ユーザーアプリまたは WEB ブラウザで乗降ポイントの選択ができること。
- ・最新の送迎時刻をユーザーアプリまたは WEB ブラウザ上で確認できること。
- ・iOS 及び Android で利用できること。

3) ドライバーアプリに関する基本機能

- ・ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所や運行ルートの表示など）。
- ・予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ・利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。

- ・インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- ・iOS か Android、またはその両方で利用できること。

4) 管理機能（管理者 WEB）に関する基本機能

- ・指定の URL にアクセスすることで利用できること。
- ・運行車両の予約状況や位置情報の把握ができること。
- ・利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録、修正、削除ができること。
- ・利用者の情報を代理で登録、修正、削除することができ、情報のリスト表示ができること。
- ・乗降場所の追加、削除が容易にできる。また、乗降場所は箇所数に制限なく設定することができること。
- ・地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること。
- ・運行する車両の登録、修正、削除ができ、また、運行により取得する乗降データの出力ができること。
- ・運行実績（日時・車両別の運行実績、予約・利用者数、乗降場所の利用数などの把握・集計）を随時確認することができ、利用実績を CSV 等のファイル形式でダウンロードできること。

(6) 運行開始に向けた各種準備

交通空白地域における新たな交通サービスについて、令和 7 年 3 月までの運行開始を予定している。運行開始にむけ、以下項目について整理を行い、必要な手続きの支援及び取組を行うこと。また、令和 6 年度の運行に係る経費は本業務に含むものとするが、内容は協議により決定する。経費としては、交通事業者へ委託する運行管理等に係る費用やドライバーが加入する自動車保険の保険料等を想定しており、利用者からの運賃収入を差し引き算出するものとする。

1) 運行管理者となる交通事業者に対するシステム導入支援

運行管理者となる交通事業者に対するシステム操作方法のマニュアルや Q & A 等の資料作成と、説明サポートを行うこと。

2) 事業主体が行うドライバー募集及び登録（使用車両を含む）への支援

上記（5）で準備したシステムへのドライバー登録の支援を実施すること。また、マニュアルや Q & A 等、募集に必要な資料の作成と、登録の支援を行うこと。

3) ドライバー安全講習会の開催支援

登録ドライバーに対し、事業主体が実施する安全運転講習会の資料作成及び開催のサポートを行うこと。

4) 必要な自動車保険への加入等

各交通サービスの具体的な事業スキームに応じ、必要となる自動車保険等について整理を行い、各ドライバーへ加入支援を行うこと。

5) 利用促進に向けた取組

事業主体とともに、運行する路線の沿線住民に対し新たに導入する交通サービスの周知等利用促進に向け取り組むこと。また、必要な資料の作成を行い交通サービスの利用の仕方等について住

民向け説明会の支援を行うこと。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送事業としての届出

各交通サービスにおいて整理した内容から必要な事項をとりまとめ、近畿運輸局に対して行う自家用有償旅客運送事業の届出について、申請書の作成等の支援を行うこと。

(8) 運行開始に伴う運行に必要なシステムのセットアップ

令和7年3月までの運行開始にむけて、運行に必要なシステムのセットアップ作業を行うこと。また、運行開始後のシステムトラブル等に対応すること。

(9) 各交通サービスの運行開始後の検証

運行を開始した各交通サービスについて、次年度以降のPDCAサイクルを回すために必要となる検証を行うこと。

(10) 新たな交通サービスの横展開施策の検討

上記で整理、構築した新たな交通サービスについて、データの取得や分析方法、サービス展開方法をモデル化し、各自治体への横展開施策として検討し、マニュアル化すること。

また、希望する自治体に対して、構築した新たな交通サービスの導入に必要な事項の講義やシステムへの登録等を体験するワークショップを開催すること。ワークショップは現地開催で4回を想定。

(11) 合意形成及び運行体制構築にむけた支援

利用者かつ供給者である地域住民、運行管理者となる交通事業者等に対し、合意形成及び運行体制構築にむけた支援を行うこと。

1) 地域の合意形成等に向けた支援

利用者かつ供給者となる地域住民等の意見を運行計画等に反映させ利便性の高いシステムとするため、地域住民との意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等地域の合意形成に向けた支援を行うこと。

また、システム構築後地域住民及び利用登録者への説明を行うにあたり、資料作成や議事録作成等の支援を行うこと。説明は現地開催で3回を想定。

2) 運行管理者となる交通事業者等との合意形成及び運行体制構築に向けた支援

運行管理者となる交通事業者等との協議や意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等合意形成に向けた支援を行うこと。また、運行管理者となる交通事業者に対し、システムの操作研修を行うこと。研修会は現地開催で1回を想定。

(12) 協議会等の運営

新たな交通サービスの導入エリアまたは路線が位置する市町村において、取組内容の協議及び推進を目的に、令和6年度中に3回程度ずつの計6回程度の協議会を開催予定である。

本業務において、協議会の配布資料の作成、議事録の作成、オンライン開催に必要な機器等の準備

及び運営を行うものとする。

有識者委員への報償費は10,900円/人日、旅費は実費とし、本業務の委託費に含むものとし、当該支払い事務についても、本業務の対象とする。協議会の会場設営費、検討会資料印刷費（出席者は各30名程度を想定）及び運営費は受注者の負担とする。

協議会は、原則として対面とオンラインのハイブリッド開催とする。

(13) スケジュール及び業務フローの作成

業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを作成すること。

(14) 報告書作成及び標準仕様案の策定

上記(1)～(13)に係る整理、検討結果等を業務報告書としてとりまとめるとともに、業務報告書の概要版を作成する。

なお、本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)：(以下、「要領」という。)」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

また、本業務はデジタル田園都市国家構想交付金TYPE Sを活用しているため、本業務における取組の横展開に活用できるよう、以下の標準仕様案を作成すること。

【策定すべき「標準仕様」案の想定】

- ①運行データ一元管理システム及び配車アプリに係る機能分類（動作環境、デザイン・操作性、情報セキュリティ）とその機能要件
- ②運行データ一元管理システム及び配車アプリ利用者（乗客、運転手、運行管理会社等）向けに備えるべきシステムの機能分類（予約、配車、ドライバー管理等）とその機能要件
- ③外部システム・サービスとの連携（システム拡張）
- ④交通データの収集・分析のためのデータベースシステム構成（エンティティ、属性、リレーション等）

※「標準仕様」案は国へ提出するため、以下に注意し作成すること。

- ・公開を前提とすること
- ・国において自由に複製・改変等ができること
- ・それらの利用を第三者に許諾することができること
- ・任意に開示できるものとする

4. 成果品の提出

業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書A4簡易ファイル製本：1部

(2) (1) の電子媒体（元ファイルとPDF形式）CD-R：2枚

「要領」で特に記載が無い項目については、調査（監督）職員と協議のうえ決定するものとする。

5. 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納入時の計7回とする。ただし、中間打合せは、担当職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

6. 貸与資料等

(1) 令和3年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
※令和3年度に係るバスカルテを含む

(2) 令和4年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
※令和4年度に係るバスカルテを含む

(3) 令和5年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
※令和5年度に係るバスカルテを含む

7. 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

その場合、受託者は第三者の行為について奈良県に対して全ての責任を負うものとする。

8. 業務上の注意事項

(1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

(2) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。

(3) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正しなければならない。

(4) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。

- (5) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (6) 受注者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙1「個人情報取扱特記事項」について留意すること。
- (7) 受注者は、奈良県公契約条例の趣旨に則り、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- (9) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を利用するものである。受注者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 受注者は、本業務の経理を明確にするため他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受注者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を書面にて明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。